

松島町ふるさと寄附金制度

返礼品提供事業者・返礼品を募集しています!

松島町では平成28年11月にふるさと納税の受付をリニューアルしました。

現在、町内の各事業者様にご協力いただき、農水産物、工芸品、宿泊券等の返礼品を提供しておりますが、今後も更なる事業推進を図っていきたく考えています。

そこで、**新たにご参加いただく「返礼品提供事業者」及び「返礼品」を随時募集**していますので、ご提供いただける事業者様はぜひご応募をお願いいたします。また、これまでご提供いただいている返礼品について見直し等がある場合も合わせてお申し込みください。

ふるさと納税のおおまかな流れ



■返礼品提供事業者のメリット

- 1.ふるさと納税の寄附者にお礼として贈呈する返礼品での販路拡大につながります。
- 2.町内外の方にパンフレットやWEBサイト等を通して、事業者名、商品名等がPRされます。
- 3.商品発送時にPRチラシの同封ができ、事業者等商品のPRにつながります。



ふるさと納税制度を官民協働で推進するにあたり、株式会社サイネックスが運営するインターネットサイト『わが街ふるさと納税』を活用したプロモーションを展開します。

①官民連動によるPR



②販促物の同封



販売促進へ

返礼品を受け取った寄附者は、後日また商品を直接購入する見込み客となります。

●●がおいしかったから、直接お店に注文しよう!



▲▲を実家にも送ってもらおう!

寄附者

■返礼品の内容

返礼品の内容としては町内で生産・製造等がされている農林水産物や工芸品、町内施設でのサービスが受けられるもの(商品券等は含まず)等、本町の魅力や特色を体感できるもの、町のPRにつながるものとなります。

現在松島町で採用している返礼品については、下記URLからご覧いただけます。

URL: <http://www.citydo.com/furusato/official/miyagi/matsushima/>

■応募要件

松島町ホームページ又は財務課財政班窓口で配付している『松島町ふるさと寄附金返礼品提供事業者募集要項』をご確認の上、応募用紙をご提出ください。

■応募用紙の提出(送付)先・お問い合わせ先

松島町役場 財務課財政班
〒981-0215
宮城県宮城郡松島町高城字婦命院下一9番地の1
電話: 022-354-5792
FAX: 022-353-2041
電子メール: zaimu@town.matsushima.miyagi.jp

返礼品応募提出期限

日時

随時募集

返礼品提供事業者・返礼品の追加募集について

平成29年度から返礼品の種類と価格について新たに枠を設けました。該当する商品がありましたら、ぜひお申し込みください。

募集内容の変更点

平成28年度まで

募集する返礼品の種類と価格

- Aグループ：販売価格が 3,000円相当のもの
- Bグループ：販売価格が 9,000円相当のもの
- Cグループ：販売価格が15,000円相当のもの
- Dグループ：販売価格が30,000円相当のもの



平成29年度から

募集する返礼品の種類と価格

- Aグループ：販売価格が 3,000円相当のもの
- Bグループ：販売価格が 9,000円相当のもの
- Cグループ：販売価格が15,000円相当のもの
- Dグループ：販売価格が30,000円相当のもの
- Eグループ：販売価格が60,000円相当のもの

※ 価格には商品代、包装料、消費税を含みます。

※ 返礼品の内容は「単品」「詰め合わせ」のどちらでも可能です。

■松島町ふるさと寄附金返礼品提供事業者募集要項（抜粋）

1. 応募資格

町内に当該返礼品を取り扱う事業所等（本社、支社、営業所、製造所、加工所等）を有する法人、団体又は個人事業者で、次の条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 商品の梱包、発送、問い合わせなどの対応が可能であること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。（応募の時点で、町による納税状況確認に同意したものと見なします）
- (3) 代表者等が、松島町暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員または暴力団員等でないこと。
- (4) 個人情報の取扱いを厳重に行なえること。
- (5) 酒類を応募する事業者は、酒類卸売免許を取得している事業者であること及び酒造元の酒類の品目ごとの課税移出数量がすべて3,000キログラム未満であること。

2. 募集する返礼品

町内で製造されている商品や栽培等されている農林水産物、工芸品、町内施設でのサービスが受けられるもの（商品券等は含まず）等、本町の魅力や特色を体感できるもの、町のPRにつながるものとします。なお、既に松島町ふるさと寄附金返礼品として登録されている商品については、再度お申し込みをしていただく必要はございません。

(1) 条件

- ア. 法令に違反していないもの。公序良俗に反していないもの。
- イ. 受注後速やかに発送及びサービスの提供が行えるもの。（季節限定品については別途ご相談ください）
- ウ. 飲食物は、7日程度の賞味期限があるもの。（冷蔵・冷凍等の手段含む）
- エ. 品質及び数量について、安定供給が行えるもの。ただし、数量または期間を限定して供給することを特色とするものはこの限りではない。

3. 提供事業者に行っていただくこと

- (1) 返礼品の梱包、及び寄附者へ発送。
- (2) 提供いただく返礼品に関する連絡、問い合わせへの対応。

※施設利用券などいわゆる「チケット」の配送は、簡易書留を利用するものとします。

※賞味期限が7日以内の返礼品を出品する場合は、提供事業者から寄附者へ、お届け日確認の電話連絡を入れて頂く事が必須となります。

4. 返礼品の選考について

応募内容等を総合的に判断し、松島町ふるさと寄附金の返礼品として適当と認められる場合、その提供事業者として決定します。

※ 応募結果については当該応募者に通知します。

※ 応募結果に関する異議申立ては受付けません。

詳細については松島町ホームページ又は財務課財政班窓口で配付している募集要項をご確認願います。